

入 札 説 明 書

大阪市告示第 1277 号に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和 7 年 9 月 18 日 (木)

2 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号 ATC ビル ITM 棟 6 階

大阪市建設局総務部経理課

電話 06-6615-7167

FAX 06-6615-7575

3 入札に付する事項

(1) 調達件名及び予定数量

①令和 8 年度 舞洲スラッジセンターで使用する都市ガス 4,079,077 m³

②令和 8 年度 平野下水処理場汚泥溶融炉で使用する都市ガス 1,008,250 m³

(2) 調達物件の特質等

仕様書による

(3) 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

①舞洲スラッジセンター

②平野下水処理場

4 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当し、大阪市のガス調達に係る入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること

(2) 入札参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(4) 令和 7・8・9 年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「13 その他代行 26 その他」で登録していること

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請を契約管財局契約部契約課委託・物品契約グループ(電話 06-6484-7356)にて行い、当該審査を受けること。

大阪市契約管財局契約部委託・物品契約グループ

(大阪市中央区本町 1-4-5 大阪産業創造館 9 階 電話 06-6484-7356)

ただし、令和 7 年 10 月 2 日(木) までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (5) ガス事業法第3条の規定に基づきガス小売事業者として登録を受けている者
- (6) 入札参加申出書受付締切日までに適正な大口供給の供給条件等を定めていること

5 入札参加申出

(1) 申出書類

入札参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書(本市書式による)を提出し、本市の入札参加資格の審査を受けなければならない。

(2) 受付期間

公示日から令和7年10月2日(木)までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで(午後12時15分から午後1時までを除く。)

(3) 受付場所

「2 契約担当」に同じ

(4) 申出書類は、入札参加申出期限までに受付場所に提出しなければならない。郵便による提出の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものにより、受付期間内に必着すること。

(5) 申出書類の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

(6) 提出された資格審査資料は、提出者に無断で他に使用しない。

6 質問事項の受付、締切及び回答について

(1) 仕様書等について質問事項がある場合は、「2 契約担当」あて郵便(書留郵便等配達記録が残るもの)等または下記メールアドレスあて電子メールにより質問すること。

質問送付先アドレス：kensetsushitsumon@city.osaka.lg.jp

(2) 質問受付期間

公示日から令和7年10月24日(金)午後5時まで

(3) 回答掲載場所

建設局ホームページ上(業務委託 設計図書(仕様書)等に対する質問・回答欄に掲載。)

(4) 回答期間

令和7年11月6日(木)午前10時から令和7年11月27日(木)午後5時まで

7 入札参加資格の審査及び通知

入札参加申出の提出書類により入札参加資格を審査し、その結果を令和7年10月17日(金)付けで通知する。

8 入札参加資格を認められなかった申出者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格を認められなかった申出者は、当局に対してその理由について説明を求められることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、令和7年10月28日(火)午後5時までに書面を提出しなければならない。郵便による提出の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものにより、期限内に必着すること。

提出先は「2 契約担当」に同じ

(3) 説明を求められたときは、令和7年11月6日(木)までに書面で回答する。

9 入札書の交付

入札参加資格を認めた申出者には、「7 入札参加資格の審査及び通知」の通知に際し、入札書を交付する。

10 契約条項を示す場所

建設局ホームページ上 及び「2 契約担当」に同じ

11 入札執行日時及び場所

(1) 入札執行日時

令和7年11月18日(火) 午前10時

(2) 入札執行場所

大阪市建設局入札室(所在地は「2 契約担当」に同じ)

ただし、大阪市契約規則(昭和39年大阪市契約規則第18号)(以下「契約規則」という。)第25条第2項に規定する郵便等(以下「郵便等」という。)による入札の場合は、令和7年11月17日(月)午後5時までに契約担当(「2 契約担当」に同じ)宛て必着のこと。

12 入札に参加することができない者

(1) 入札参加申出期限までに申出をしなかった者または、入札参加資格を認められなかった者

(2) 入札参加申出期限日より入札執行時までの間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者

13 入札方法

(1) 入札は、原則として入札執行日時までに入札執行場所に出席して行わなければならない。

ただし、郵便等による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書きして、契約担当(「2 契約担当」に同じ)宛てに親展とし、書留扱いの郵便にて令和7年11月17日(月)午後5時(必着)までに送付すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった落札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札者は、提出済みの入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることはできない。

(4) 開札の結果、再度入札を行う場合があるので、入札者若しくはその代理人は、開札に立ちあうこと。なお、立ち会うことができない場合は、再度入札は辞退したものとみなす。

14 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要 ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する

(3) 保証人 不要

1.5 入札の無効

(1) 大阪市契約規則第 28 条第 1 項の規定に該当する入札

なお、開札後落札決定までに、入札参加申出者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札として無効とする。

(2) 再度入札(2 回目以降の入札)の場合にあつては、前回最低入札価格以上の価格でした入札

(3) 申出書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

1.6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

1.7 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) この調達は、WTO に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(4) 上記によるもののほか、この一般競争入札を行う場合において了知し、遵守すべき事項は、「特定調達契約についての入札の手引」による。

(5) 契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(6) 契約締結後、当該の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(7) 落札者または契約の相手方に決定された時は、遅滞なく、契約担当(「2 契約担当」に同じ)に入札説明書末尾添付の大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書を提出しない場合は、その者に係る入札は無効とする。

また、当該誓約書を提出しなかった落札者または契約の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づき停止措置を行う。